

非課税の範囲と扶養控除等が適用される所得金額の要件の表

要件等		改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件		48 万円以下	38 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の要件		48 万円から 133 万円以下	38 万円から 123 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額の要件		75 万円以下	65 万円以下
ひとり親及び寡婦に係る生計を一にする子の総所得金額等の要件		48 万円以下	38 万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等の要件		48 万円以下	38 万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額		55 万円以下	65 万円以下
障がい者、未成年者、ひとり親及び寡婦に対する非課税措置の合計所得金額の要件		135 万円以下	125 万円以下
均等割が非課税の対象になる合計所得金額	同一生計配偶者及び扶養親族がない場合	39 万円	29 万円
	同一生計配偶者または扶養親族がいる場合	29 万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計+1)+27 万円	29 万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計+1)+17 万円
所得割が非課税の対象になる総所得金額等	同一生計配偶者及び扶養親族がない場合	45 万円	35 万円
	同一生計配偶者または扶養親族がいる場合	35 万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計+1)+42 万円	35 万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計+1)+32 万円

(例)

妻の給与収入が 100 万円の場合、夫が配偶者控除を受けられる要件

令和 2 年度： $1,000,000 - 650,000 = 350,000$ (円)

→配偶者控除の合計所得金額の要件が 38 万円以下のため夫は配偶者控除が受けられる。

令和 3 年度： $1,000,000 - 550,000 = 450,000$ (円)

→配偶者控除の合計所得金額の要件が 48 万円以下のため夫は配偶者控除が受けられる。